

◎佐賀県条例第10号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を<u>行った場合</u>にあつては遅滞なく、<u>海外への送金又は金銭の持出しを行う場合</u>にあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要するため事前の作成が困難なときは、<u>当該送金又は金銭の持出しを行った後遅滞なく</u>）、行わなければならない。</p> <p>(仮認定の申請)</p> <p>第12条 法第58条第1項の規定により同項の<u>仮認定</u>を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)</p> <p>第13条 第9条から第11条までの規定は、<u>仮認定特定非営利活動法人</u>について準用する。この場合において、第9条中「第52条第2項」とあるのは「第62条において準用する法第52条第2項」と、第10条第1項中「第55条第1項」とあるのは「第62条において準用する法第55条第1項」と、第10条第2項中「第55条第2項」とあるのは「第62条において準用する法第55条第2項」と、第11条中「第56条」とあるのは「第62条において準用する法第56条」と読み替えるものとする。</p> <p>(合併の認定申請)</p>	<p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を<u>行った後</u>遅滞なく行わなければならない。</p> <p>(特例認定の申請)</p> <p>第12条 法第58条第1項の規定により同項の<u>特例認定</u>を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)</p> <p>第13条 第9条から第11条までの規定は、<u>特例認定特定非営利活動法人</u>について準用する。この場合において、第9条中「第52条第2項」とあるのは「第62条において準用する法第52条第2項」と、第10条第1項中「第55条第1項」とあるのは「第62条において準用する法第55条第1項」と、第10条第2項中「第55条第2項」とあるのは「第62条において準用する法第55条第2項」と、第11条中「第56条」とあるのは「第62条において準用する法第56条」と読み替えるものとする。</p> <p>(合併の認定申請)</p>

改正前	改正後
<p>第14条 法第63条第1項の規定により同項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の規定により同項の認定を受けようとする<u>仮認定特定非営利活動法人</u>は、それぞれの認定に係る申請書を、規則で定めるところにより、第6条第1項の規定による申請書の提出と併せて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)</p> <p>第16条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。</p> <p>2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項及び第54条第2項から第4項までの規定による書面の作成とする。</p> <p>3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第52条第4項及び第54条第5項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲</p>	<p>第14条 法第63条第1項の規定により同項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の規定により同項の認定を受けようとする<u>特例認定特定非営利活動法人</u>は、それぞれの認定に係る申請書を、規則で定めるところにより、第6条第1項の規定による申請書の提出と併せて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)</p> <p>第16条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。</p> <p>2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。</p> <p>3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第52条第4項及び第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲</p>

改正前	改正後
覧とする。 4 略	覧とする。 4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定特定非営利活動法人等による海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出については、この条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。